

水産多面的機能発揮対策事業について、活動した区域等の把握、確認等のための活動記録の様式等を具体的に示したり、モニタリングの計画に関する様式等の関係書類の見直しをしたりするなどして、活動組織等における対策活動の実施、自己評価等が適切に行われ、対策事業が効果的に実施されるよう改善させたもの

<u>指摘の背景となった実際に活動した区域等の把握や根拠資料の保存が十分でなく、対策活動が適切に実施されたか確認できなかった活動組織に対する交付額(1) (支出)</u>	<u>11億9220万円</u>
<u>指摘の背景となった協定区域以外の区域で行った活動に係る経費が</u>	
<u>対策事業の交付対象に含まれていた活動組織に対する交付額(2) (支出)</u>	<u>3億1701万円</u>
<u>指摘の背景となったモニタリング結果が協定面積全体を把握できるものとなっていたこと</u>	
<u>などにより自己評価が適切に行われていなかったなどしていた</u>	
<u>活動組織に対する交付額(3) (支出)</u>	<u>8億2370万円</u>
<u>(1)から(3)までの純計(支出)</u>	<u>18億0913万円</u>

1 事業の概要

(1) 水産多面的機能発揮対策事業の概要

水産庁は、水産業の再生・漁村の活性化を図るために、漁業者等が行う水産業等の多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の活動を支援する水産多面的機能発揮対策事業(対策事業)を実施しており、地域協議会(協議会)を通じて、活動に取り組む組織(活動組織)に対して水産多面的機能発揮対策交付金を交付している。実施要領等によれば、活動組織が対策事業の対象となる活動(対策活動)を実施しようとするときは、活動組織の代表者は対策活動を行う場所の市町村長との間で協定(協定)を締結するとともに、協定書に添付された活動計画について協議会の承認を得ることとされている。また、対策活動として実施できる活動(活動項目)として、「藻場の保全」、「国境・水域の監視」等の13活動項目が設定されており、このうち「藻場の保全」等の7活動項目(藻場の保全等7活動項目)及び「国境・水域の監視」の1活動項目の計8活動項目(8活動項目)については、活動計画において、対策活動を行う範囲等を設定した区域(協定区域)及びその面積(協定面積)を定めることとされている。

(注) 7活動項目 ①藻場の保全、②サンゴ礁の保全、③種苗放流、④干潟等の保全、⑤ヨシ帯の保全、
⑥環境保全に大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善、⑦海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理

(2) 対策事業における自己評価の概要等

実施要領等によれば、活動組織は、毎年度、対策活動の成果目標の達成状況について自ら評価(自己評価)を行って協議会に報告し、協議会はその内容の評価を行って取りまとめの上、水産庁長官に報告することとされている。そして、同長官及び協議会は、成果目標が達成されていないと判断される場合には、目標達成に向けて取り組むよう指導することとされている。また、同長官は、対策事業全体の評価結果等を公表し、翌年度以降の交付金の交付に当たり当該評価結果を考慮することとされている。自己評価の成果目標に係る指標(成果指標)は活動項目ごとに定められており、藻場の保全等7活動項目は「対象水域における生物量の増加」とされていて、対象生物や調査項目についても具体的に定められている。そして、活動組織は、毎年度、成果指標についてのモニタリングを必ず行うこととされていて、協定面積全体の状況が把握できるようにモニタリングを実施する場所(定点)を設定し、毎年度同じ場所等で実施したモニタリングにより把握した情報(モニタリング結果)を基に自己評価を行い、各年度の対策活動の成果を客観的に評価することとされており、同庁は、モニタリングは対策事業において重要な役割を担うものであるとしている。

(3) 実施状況の報告等

実施要領等によれば、対策事業の交付対象となる経費は、対策活動を行う者に対する日当、用

船料等とされており、活動組織は、毎年度、対策活動の実施状況を取りまとめた実施状況報告書を作成して、写真等の添付書類とともに市町村及び協議会に提出することとされている。市町村及び協議会は、対策活動の実施状況等について、実施状況報告書等により確認することとされている（活動組織、市町村及び協議会を「活動組織等」）。そして、協議会は、実施状況報告書を取りまとめて、同長官に提出することとされている。

2 検査の結果

25協議会の430活動組織が平成28、29両年度に実施した8活動項目に係る事業（事業費計31億7368万円、交付額計23億2219万円、以下、交付額は28、29両年度の計）を対象として検査した。

（1）対策活動が適切に実施されたか確認できなかったなどの事態

活動組織は、活動計画に基づいて、協定区域において対策活動を実施することになっており、実施要領等によれば、活動組織は活動状況を記録した写真等を保存することとされているものの、実際に活動した区域等を記録したり、それを把握するための根拠資料を保存したりすることにはなっていなかった。そこで、前記の430活動組織について、対策活動が協定区域内で実施されたものか確認したところ、17協議会の209活動組織（交付額計11億9220万円）において、実際に活動した区域等の記録や根拠資料の保存が十分でなく、市町村及び協議会において、対策活動が協定区域で適切に実施されたか確認できなかった事態が見受けられた。また、実際に活動した区域等の根拠資料を自主的に保存していた活動組織において実際の活動状況を確認したところ、14協議会の60活動組織（交付額計3億1701万円）において、協定区域以外の区域でも活動を行っていて、対策事業の対象とならない活動に係る経費が対策事業の交付対象に含まれていた事態が見受けられた。

（2）自己評価が適切に行われていなかったなどの事態

前記の430活動組織のうち、モニタリングが必要な藻場の保全等7活動項目を実施している379活動組織（交付額計20億4142万円）について、モニタリングの実施状況等を確認したところ、24協議会の231活動組織（交付額計8億2370万円）において、次のように、モニタリングが適切に行われていなかったため、自己評価が適切に行われていなかったなどの事態が見受けられた。

ア 定点が協定区域内の一部に偏在していたため、その結果を基に行われた自己評価は、

協定面積全体の状況を把握したものとなっていたもの（110活動組織）

イ モニタリングの定点、時期等の条件が前年度とは異なっていたため、前年度のモニタリング結果と比較することができず、成果目標の達成状況が把握できなかったもの（108活動組織）

ウ 成果指標とされている生物ではない生物を成果指標としていたもの（44活動組織）

エ モニタリング結果の根拠資料が保存されておらず、モニタリングの内容の適否が確認できなかったもの（107活動組織）

そして、自己評価の基となるモニタリングが適切に行われていなかったため自己評価が適切に行われていなかったことは、自己評価に基づく活動組織に対する協議会や同長官の指導等が適切に行われないことにもつながるおそれがある。

このように、対策活動が協定区域で適切に実施されたか確認できなかったなどの事態及び自己評価が適切に行われていなかったなどの事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 水産庁が講じた改善の処置

同序は、対策活動の実施、自己評価等が適切に行われ、対策事業が効果的に実施されるよう、令和元年9月に、協議会に対して事務連絡を発するなどして、次のような処置を講じた。

ア 活動組織等に対して、協定内容の確認表並びに活動した区域等の把握、確認等のための活動記録等の様式等を具体的に示すなどして対策活動の実施等が適切に行われるよう指導した。

イ 活動組織等に対して、モニタリングの計画に関する様式等の関係書類を見直すなどしてモニタリング及びこれに基づく自己評価等が適切に行われるよう指導した。